五　共同して上場会社等の財務書類について監査証明業務を行う監査法人が解散したこと。
六　前各号に準ずるやむを得ない事情であって、当該登録上場会社等監査人の責めに帰すべき事由がないもの

（業務の品質の管理の状況等の評価及び公表）

第九十三条　登録上場会社等監査人は、法第三十四条の三十四の十四の規定により、年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。）又は会計年度中の一定の日（第一号及び第三号において「基準日」という。）における業務の品質の管理の状況（監査法人にあっては、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置。以下この条及び第九十五条において「業務の品質の管理の状況等」という。）を適切に評価し、かつ、次に掲げる事項を公表する体制を整備しなければならない。

一　基準日
二　業務の品質の管理の目的
三　基準日における業務の品質の管理の状況等
四　業務の品質の管理の状況等に関する評価の結果及びその理由（監査法人にあっては、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施について監査法人を代表して責任を有する社員による評価の結果及びその理由）
五　前号の評価の結果が、業務の品質の管理の目的が達成されているという合理的な保証を当該登録上場会社等監査人に提供していないことを内容とするものであった場合には、業務の品質の管理の状況等を改善するために実施した、又は実施しようとする措置の内容

（知識及び経験を有する公認会計士の監査証明業務への関与）

第九十四条　登録上場会社等監査人は、法第三十四条の三十四の十四の規定により、被監査会社等である上場会社等の属性に応じて、当該上場会社等の財務書類の監査証明業務について十分な知識及び経験を有する公認会計士を当該監査証明業務に関与させる体制を整備しなければならない。

（経営管理の状況等の公表）

第九十五条　登録上場会社等監査人は、法第三十四条の三十四の十四の規定により、経営管理の状況、監査証明業務における情報通信技術の活用の状況、人材の確保の状況その他の当該登録上場会社等監査人の監査証明業務に利害関係を有する者が当該登録上場会社等監査人の概況及び業務の品質の管理の状況等を理解するために有用な事項を公表する体制を整備しなければならない。

（組織的な運営）

第九十六条　登録上場会社等監査人は、法第三十四条の三十四の十四の規定により、組織的な運営に関する原則として金融庁長官が指定するものに沿って業務を実施するための体制及び当該原則の適用状況を公表するための体制を整備しなければならない。

別紙様式第２号（第38条第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

業務報告書

年　月　日から
年　月　日まで

第　期

財務（支）局長　殿

年　月　日提出

監査法人名
所在地
代表者

別紙様式第２号（第38条第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

業務報告書

年　月　日から
年　月　日まで

第　期

財務（支）局長　殿

年　月　日提出

監査法人名
所在地
代表者